

新年のご挨拶

謹んで新年のお喜びを申し上げます。
旧年中は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
本年もより一層尽力して参りますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。
本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

協同組合アン・ドゥー
代表理事 本園 知夫

技能実習生 入国状況報告

12月17日ベトナム人実習生4名入国しました!!!



レジデンストラックを利用し、4名の実習生が日本へ無事入国することが出来ました。隔離施設のご対応など、企業様にはご理解・ご協力いただき感謝申し上げます。

12月17日から12月31日までの14日間、4名それぞれ施設にて隔離措置を行います。隔離期間中も、オンラインで入国後講習を行い、日本語能力向上を目指します。



全世界からの入国緩和一時停止について

令和2年12月26日に発表された新たな水際対策強化措置により、新規入国を認める措置を、令和2年12月28日から令和3年1月末までの間停止することが決定されました。

経済への影響を最小限にとどめるため、中国や韓国、ベトナムなど11の国・地域との間で合意している2国間のビジネス関係者らの往来は、引き続き認められていますので、**ベトナム人技能実習生の入国は、可能です。**

引継ぎ、**レジデンストラック**(日本入国後、自宅等で14日間の待機が必要)にて入国することが出来ます。

隔離施設費用や入国希望時期のご相談については、当組合までご連絡ください。

レジデンストラック

- ◆入国後、14日間の待機・公共交通機関不使用
 - ◆個室管理ができる施設にて待機
 - ◆風呂・トイレ共用は不可
- 入国する人数・状況により、ビジネスホテル等の施設を利用する場合がございます。発生する費用につきましては、**企業様のご負担**になります。

一般監理事業の許可を受けました

2020年11月27日付けで、当組合が一般監理事業の許可を取得いたしました。

これにより、①受入れ人数枠の拡充②受入れ期間の延長(技能実習3号の受入れ)が可能となりました。

一般監理事業として許可を受けるためには、「**優良な監理団体**」の基準に適合し、認定されていることが条件となります。

日ごろから真摯に技能実習を行っていただいている実習実施者様のご支援とご協力に心から感謝申し上げます。

技能実習3号について

技能実習2号から技能実習3号への移行条件

- ①移行対象職種、作業であること
- ②2号修了後、1か月以上1年未満の一時帰国
- ③技能評価試験(技能検定)の実技試験に合格
- ④過去に技能実習3号を利用したことがない
- ⑤**優良な実習実施者であること**

※優良な実習実施者の基準はWEBで確認できます

優良な実習実施者



技能実習3号での受入れをお考えの企業様は、組合までご相談ください。

ベトナムのお正月

ベトナムでは、旧正月(テト)に新年のお祝いを行います。旧正月(テト)は日付が毎年変わります。

2021年 2月11日(木):ベトナム新年大晦日
2月12日(金):ベトナム新年元旦

テトの期間中は、会社やお店などが完全に休みになるため、実家へ帰り、家族や友人と過ごしたり、お寺へお参りに行きます。



この時期になると、**ホームシックになり帰国を希望**する技能実習生が増加しますので、普段よりも技能実習生とコミュニケーションをとっていただければと思います。



テトパーティーの様子

入国後講習について

技能実習生は入国後、日本語の講習が義務付けられています。講習期間は技能実習1号の活動時間全体の6分の1以上が必要です。ただし入国前に一定の講習(入国の6か月前の期間の間で1か月以上かつ160時間以上)を受講している場合は、入国後の講習は半分の12分の1以上に短縮することができます。

◆講習内容◆

- ①日本語
- ②本邦での生活一般に関する知識
- ③出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報
- ④本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識



1日8時間、週5日行います



ベトナム語で話しかけてみよう



ー基礎編ー

Ngon quá

ンゴーン クワー

美味しい

ー応用編ー

Chúc mừng năm mới

チュック ムン ナム モイ

新年明けましておめでとうございます